

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	吉野川市	国調人口(H22.10.1現在)	44,020
構成団体名		職員数(H24.4.1現在)	384
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 (年度)		
	計画期間:		

注1 団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計に属する全職員(地方公務員法第3条3項の特別職を除く。)について、平成24年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。

3 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当する決算年度を()内に記入すること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.428(平成22年度)	経常収支比率(%)	93.5(平成21年度)
財政力指数(臨財債振替前)	(年度)	将来負担比率	111.3(平成21年度)
実質公債費比率(%)	15.0(平成22年度)		

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること)。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財政状況調査における年度)を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし
<p>〔合併期日：平成16年10月1日〕</p> <p>【公共的施設の統合整備】</p> <p>既存の公共施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮する。新たな公共施設の整備についても、財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努める。</p> <p>※実施予定 環境施設の統合(鴨島・山川の資源化ごみリサイクル施設を既存施設である川島リサイクルセンターに統合)</p> <p>庁舎の統合 (分庁舎方式から本庁舎方式への移行【鴨島庁舎へ行政機能の集約】)</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。

3 □にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施(予定)の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	吉野川市財政健全化計画
計 画 期 間	平成24年度～平成28年度
既 存 計 画 と の 関 係	第2次吉野川市行財政改革大綱(平成22年度～平成26年度)
公 表 の 方 法 等	ホームページに掲載、総務委員会等で予算に併せて説明
基 本 方 針	事務事業費等経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減及び合理化を図るとともに、予算の厳正な執行に努める。市税や公共料金については、収納率向上に向けて引き続き取り組みを強化するとともに、口座振替制度など多様な収納方法を検討する。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	31,722.1			31,722.1
	補償金免除額	3,865.4			3,865.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	34,913.2			34,913.2
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通会計債	公営住宅建設事業債	20,608			20,608
	義務教育施設整備事業債	11,114			11,114
小 計 (A)		31,722	0	0	31,722
出一般会計等					
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		31,722	0	0	31,722

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通会計債	公営住宅建設事業債	11,957			11,957
	義務教育施設整備事業債	22,956			22,956
小 計 (A)		34,913	0	0	34,913
出一般会計等					
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		34,913	0	0	34,913

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般会計等					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>平成22年国勢調査による吉野川市の人口は、44,020人で、徳島県内では、徳島・阿南・鳴門に次ぐ4番目の人口規模である。総人口では、昭和50年代に増加し昭和60年国勢調査人口では、5万人を目前としたが、平成に入ってからには緩やかな減少傾向となっている。産業構造においても、近年の厳しい経済状況や経済のグローバル化、都市間・地域間の競争激化などの影響により、各産業（第一次・二次・三次）とも就業人口が軒並み減少傾向となっている。財政構造では、平成22年度決算における経常収支比率（86.5）や実質公債費比率（14.3）などの財政指標で、類似団体平均【経常収支比率86.8、実質公債費比率14.7】を下回っているが、今後も厳しい経済状況による扶助費の増大や庁舎統合など大型事業の財源として借り入れた市債の元金償還開始に伴う公債費の増が見込まれるなど、本市を取り巻く財政環境は予断を許さない状況が続くものと考えられる。</p>										
財政運営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ①</td> <td style="padding: 5px;"> ① 税収等自主財源の確保 市税や使用料・手数料等の適正化を図るとともに、収納率向上に向けて引き続き取り組みを強化するなど、税負担の公平性と安定的な自主財源の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ②</td> <td style="padding: 5px;"> ② 定員管理の適正合理化及びそれに伴う行政組織の見直し 人口1,000人当たりの職員数は、平成19年度10.04人から平成22年度8.75人と減少しており、類似団体平均9.53人（H22年度）と比較しても大きく下回っている。今後も引き続き、第2次行財政改革実施計画や定員適正化計画に沿って、職員数の削減を図るとともに、職員数削減が市民サービス低下を招かないよう、課の統廃合をはじめ、指定管理者制度の導入、民間委託等の推進により行政組織の見直しにも努める。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ③</td> <td style="padding: 5px;"> ③ 公債負担の健全化 庁舎統合など大型事業の財源として借り入れた市債の元金償還開始に伴う公債費の増が見込まれており、今後、実質公債費比率の上昇が予想される。このため、引き続き事務事業評価により真に必要な事業を厳選し、新たな市債の発行を抑制するほか、発行にあたっては地方交付税の措置率の高い有利な起債を活用するとともに、繰上償還を積極的に行うなど、将来における公債費負担の軽減に努めることで、実質公債費比率の上昇を抑える。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ④</td> <td style="padding: 5px;"> （空欄） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ⑤</td> <td style="padding: 5px;"> （空欄） </td> </tr> </table>	課 題 ①	① 税収等自主財源の確保 市税や使用料・手数料等の適正化を図るとともに、収納率向上に向けて引き続き取り組みを強化するなど、税負担の公平性と安定的な自主財源の確保に努める。	課 題 ②	② 定員管理の適正合理化及びそれに伴う行政組織の見直し 人口1,000人当たりの職員数は、平成19年度10.04人から平成22年度8.75人と減少しており、類似団体平均9.53人（H22年度）と比較しても大きく下回っている。今後も引き続き、第2次行財政改革実施計画や定員適正化計画に沿って、職員数の削減を図るとともに、職員数削減が市民サービス低下を招かないよう、課の統廃合をはじめ、指定管理者制度の導入、民間委託等の推進により行政組織の見直しにも努める。	課 題 ③	③ 公債負担の健全化 庁舎統合など大型事業の財源として借り入れた市債の元金償還開始に伴う公債費の増が見込まれており、今後、実質公債費比率の上昇が予想される。このため、引き続き事務事業評価により真に必要な事業を厳選し、新たな市債の発行を抑制するほか、発行にあたっては地方交付税の措置率の高い有利な起債を活用するとともに、繰上償還を積極的に行うなど、将来における公債費負担の軽減に努めることで、実質公債費比率の上昇を抑える。	課 題 ④	（空欄）	課 題 ⑤	（空欄）
課 題 ①	① 税収等自主財源の確保 市税や使用料・手数料等の適正化を図るとともに、収納率向上に向けて引き続き取り組みを強化するなど、税負担の公平性と安定的な自主財源の確保に努める。										
課 題 ②	② 定員管理の適正合理化及びそれに伴う行政組織の見直し 人口1,000人当たりの職員数は、平成19年度10.04人から平成22年度8.75人と減少しており、類似団体平均9.53人（H22年度）と比較しても大きく下回っている。今後も引き続き、第2次行財政改革実施計画や定員適正化計画に沿って、職員数の削減を図るとともに、職員数削減が市民サービス低下を招かないよう、課の統廃合をはじめ、指定管理者制度の導入、民間委託等の推進により行政組織の見直しにも努める。										
課 題 ③	③ 公債負担の健全化 庁舎統合など大型事業の財源として借り入れた市債の元金償還開始に伴う公債費の増が見込まれており、今後、実質公債費比率の上昇が予想される。このため、引き続き事務事業評価により真に必要な事業を厳選し、新たな市債の発行を抑制するほか、発行にあたっては地方交付税の措置率の高い有利な起債を活用するとともに、繰上償還を積極的に行うなど、将来における公債費負担の軽減に努めることで、実質公債費比率の上昇を抑える。										
課 題 ④	（空欄）										
課 題 ⑤	（空欄）										
留意事項	<p>より効率的な財政運営を図るため、歳入が減少した場合にも的確に対応できる財政構造の構築に向けた改革を一層進める必要がある。また、地方分権の動向に的確に対応しながら事業の効率化を進め、住民にとってよりよい行政サービスが提供できるよう、行政組織の見直しと職員の資質向上に努める必要がある。</p>										

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方税	4,350	4,392	4,165	4,117	4,108	4,070	4,033	3,997	3,961	3,925
地方譲与税等	815	745	705	703	710	704	699	694	689	684
地方特例交付金	25	43	51	60	52	10	10	10	10	10
地方交付税	6,832	7,195	7,130	7,817	8,077	7,908	7,944	8,040	7,922	7,697
小計(一般財源計)	12,022	12,375	12,051	12,697	12,947	12,692	12,686	12,741	12,582	12,316
分担金・負担金	104	75	89	95	81	80	49	49	49	49
使用料・手数料	454	447	427	418	380	377	374	371	368	365
国庫支出金	1,446	1,773	3,550	3,480	2,482	2,503	2,426	2,686	2,702	2,719
うち普通建設事業に係るもの	155	392	769	919	338	170	79	324	324	324
都道府県支出金	1,069	921	1,025	1,077	1,151	1,353	1,107	1,098	1,064	1,055
うち普通建設事業に係るもの	155	115	116	91	47	330	94	95	71	71
財産収入	52	34	40	47	62	62	61	60	59	58
寄附金	0	9	9	7	2	0	0	0	0	0
繰入金	533	560	33	10	20	66	0	0	0	452
繰越金	538	592	813	763	690	670	661	452	654	393
諸収入	297	306	273	282	400	396	392	388	385	382
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三社からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	1,532	1,724	2,177	2,627	3,707	3,823	2,758	1,508	1,314	1,254
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 入 合 計	18,047	18,816	20,487	21,503	21,922	22,022	20,514	19,353	19,177	19,043
人件費 a	4,160	4,079	3,813	3,767	3,537	3,517	3,463	3,363	3,386	3,282
うち職員給	2,859	2,731	2,503	2,399	2,226	2,166	2,111	2,066	2,043	2,001
物件費 b	2,184	1,879	2,093	2,180	2,141	2,321	2,231	2,231	2,231	2,231
維持補修費 c	62	58	105	59	56	55	54	54	53	53
a + b + c = d	6,406	6,016	6,011	6,006	5,734	5,893	5,748	5,648	5,670	5,566
扶助費	2,432	2,584	2,757	3,338	3,610	3,684	3,757	3,833	3,913	3,998
補助費等	1,695	1,728	2,813	1,962	2,370	2,010	2,191	1,937	1,932	1,928
うち公営企業(法適)に対するもの	29	44	11	10	10	10	10	10	10	10
普通建設事業費	1,277	1,671	2,462	2,658	2,781	3,820	2,680	1,730	1,500	1,500
うち補助事業費	263	797	1,253	939	480	232	203	80	80	80
うち単独事業費	1,014	874	1,209	1,719	2,301	3,588	2,477	1,650	1,420	1,420
災害復旧事業費	8	7	62	37	125	87	20	20	20	20
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	2,402	2,410	2,379	2,234	2,635	2,814	2,774	2,552	2,730	2,571
うち元金償還分	1,982	2,017	2,021	1,893	2,304	2,492	2,418	2,178	2,358	2,209
積立金	1,102	1,150	900	1,651	1,290	300	0	0	0	0
貸付金	24	44	6	5	5	5	5	5	5	5
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三社への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	2,109	2,393	2,334	2,922	2,702	2,748	2,887	2,974	3,014	3,062
うち公営企業(法非適)に対するもの	693	827	734	755	754	766	804	828	839	852
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 出 合 計	17,455	18,003	19,724	20,813	21,252	21,361	20,062	18,699	18,784	18,650

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
形式収支	592	813	763	690	670	661	452	654	393	393
実質収支	569	686	637	613	584	661	452	654	393	393
標準財政規模	11,320	11,615	11,346	11,645	12,006	11,976	11,969	12,023	11,862	11,596
財政力指数	0.44	0.45	0.45	0.43	0.41	0.40	0.40	0.39	0.39	0.38
実質赤字比率 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
經常収支比率 (%)	93.1	91.5	93.5	86.5	87.1	86.8	86.8	87.1	90.3	91.7
実質公債費比率 (%)	14.6	15.0	15.0	14.3	13.5	12.6	12.0	11.5	11.2	11.3
地方債現在高	21,597	21,304	21,460	22,194	23,597	24,929	25,269	24,599	23,555	22,600
積立金現在高	4,803	5,453	6,353	8,002	9,290	9,524	9,524	9,524	9,524	9,072
財政調整基金	2,050	2,200	2,300	2,340	2,350	2,290	2,290	2,290	2,290	1,838
減債基金	1,400	1,400	1,700	2,800	3,080	3,380	3,380	3,380	3,380	3,380
その他特定目的基金	1,353	1,853	2,353	2,862	3,860	3,854	3,854	3,854	3,854	3,854
職員数	461	441	418	405	392	384	376	372	369	363

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	②	既存の公共施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮する。新たな公共施設の整備についても、財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努める。
2 経常経費の見直し		平成22年度決算における経常収支比率は86.5であり、同年度の類似団体平均86.8を下回っているが、今後も厳しい経済状況による生活保護費など扶助費（義務的経費）の増大や既存施設の老朽化に伴う維持補修費の増大が見込まれるのと併せて、普通交付税の減少が予想されており、数値の悪化（財政の硬直化）が懸念される。このため、第2次行財政改革実施計画において取り組みをさらに強化するとともに、事務事業評価の実効性を高めることで、事務事業費等経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減及び合理化を図る。
○ 定員管理	②	第1次行財政改革実施計画（平成17～21年度）において、事務事業の見直しや民間活力を活用した指定管理者制度の積極的な導入により、計画を大幅に上回る削減につながった。（H21目標506名、実績454名） 平成22年度以降についても、引き続き第2次行財政改革実施計画（平成22～26年度）により、効率的かつ機能的な組織への再編や民間活力を活かした事務事業の見直し等を行い、平成22年度当初の一般職職員数454名を基準として、平成23年度から平成27年度までの5年間で29名の削減を目指す。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		国家公務員の給与構造改革に準じて、平成18年4月1日より給与構造の見直しを実施し、国に準拠した給与構造となっている。地域手当の支給は実施していない。
◇ 技能労務職員の給与のあり方		本市職員の給与表は行政職一表のみを使用している。技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針については、組合との協議を進める中で検討する予定である。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職時における特別昇給は、平成18年3月31日で廃止済み。
◇ 福利厚生事業のあり方		職員に対する福利厚生事業は、必要最小限に留めるよう検討した結果、合併後、スポーツ大会やレクリエーション事業を廃止した。人間ドック助成制度についても、平成22年度より個人負担分の2分の1助成する方式から、受診時期（節目など）により一定の負担額（割合）を定め、それを超える部分について助成する方式へと助成規模を縮小した。
○ 物件費、維持補修費等の見直し	②	指定管理者制度導入による物件費の増や、施設の老朽化による維持補修費の増が見込まれるところであるが、民間事業者に移管可能な分野については、指定管理者制度のみにとらわれず、民間移管を目指して検討を行い、最終的に（民間）移管につなげていくことで、これらの経費の削減を図る。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	指定管理者制度については、「公の施設の指定管理者制度にかかる運用方針」などを踏まえた上で、適正な運用に努める。また、平成26年3月31日で指定管理期間が終了する鴨島中央保育所と山川東保育所の運営について、民間活力を活用すべき分野として、民間事業者への移管を検討するなど民間委託等を積極的かつ計画的に推進する。
○ その他		

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	納税相談や臨戸訪問による定期徴収、夜間徴収の実施、また滞納整理強化月間を課内総体制で徴収に取り組む。再三の催告や納税相談・呼出に応じない高額滞納者や困難懸案事案に対応するため、徳島滞納整理機構への移管や徳島県東部県税局と連携した滞納整理を行い、徴収率向上に努める。公有財産のうち未利用地、未利用施設については、市公有財産活用検討委員会において売却を含めた有効的な利活用を検討する。
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		土地開発公社は、平成20年度に解散（H20.9.24市議会議決、H20.10.3知事承認）済み。
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		実施計画策定段階における外部からの意見聴取として、行財政改革懇話会に意見を求めることはもとより、実績等進捗状況についても積極的に市民に対して公表する。法律、条例に基づき定期的に財政状況を市民に周知する。
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	②	地方公務員法第58条の2の規定により毎年1回「給与・定員管理の状況」を公表している。
◇ 財政情報の開示		地方自治法第243条の3第1項の規定により、毎年2回定期に「財政事情」を公表している。また、広報誌を通して予算編成及び決算状況をわかりやすく公表している。
○ 行政評価の導入	③	平成17年度から行政評価の手法の一つである事務事業評価を導入しており、PDCAサイクルを確立するとともに、評価結果を予算編成に活用するなど一定の成果を挙げている。また、平成23年度より評価結果の一部について公表を行っており、今後は、事後評価の対象事業の拡大を図るなど評価の仕組みを改め、より実効性のあるものとする。
6 その他		

- 注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じることとしている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課 題	取 組 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	予算要求時において、シーリング等により経常経費全体の削減に努める。また、第2次行政改革実施計画への取り組みを通じて義務的経費の削減を図るとともに、市税等の徴収率の向上と新たな自主財源確保に努める。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	事務事業評価により真に必要な事業を厳選し、新たな市債の発行を抑制するほか、発行にあたっては地方交付税の措置率の高い有利な起債を活用するとともに、繰上償還を積極的に行うなど、将来における公債費負担の軽減に努めることで、実質公債費比率の上昇を抑える。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	長期的な収支見直しに基づく経営改善及び合理化方針の徹底を図ることで、基準外繰出金の削減に努める。
4 その他	

- 注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課 題	項 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画前年度)	(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	
		実質公債		15.0	16.3	17.2	17.2	16.9							
		当年初計画の目標値													
		(実績値)	14.5	14.6	15.0	15.0	14.3	13.5							
		延長計画の目標値								12.6	12.0	11.5	11.2	11.3	
		地方高債		21,717	21,868	21,871	22,287	22,239							
		当年初計画の目標値													
		(実績値)	22,047	21,597	21,304	21,460	22,194	23,597							
		延長計画の目標値								24,929	25,269	24,599	23,555	22,600	
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	1	人件費（退職手当を除く。）	3,773	3,771	3,721	3,664	3,576	3,435							
		改善効果額		2	52	109	197	338	698						
	4	行政管理経費（物件費）	2,115	2,057	1,971	1,962	1,887	1,877							
		改善効果額		58	144	153	228	238	821						
		〇〇〇													
		改善効果額													
		〇〇〇													
		改善効果額													
	当初計画改善効果額 合計									1,519					

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	2	繰上償還（任意分）実施による公債費削減効果額						0		0	8	10	11	10	
		改善効果額								0	8	10	11	10	39
		〇〇〇													
		改善効果額													
		〇〇〇													
		改善効果額													

延長計画改善効果額 合計 A		39
Aのうち公営企業会計加算分 B		0
(Bの内訳) 〇〇会計への加算額		0
〇〇会計への加算額		0
A-B		39
＜参考＞補償金免除額（旧資金運用部資金）		4

- 注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。
 2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 4 「Aのうち公営企業会計加算分 B」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。